

旧北上川水面利用者協議会規約

(名 称)

第1条 本会は旧北上川水面利用者協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、旧北上川における水面・水際の良い船舶等の係留環境の整備等を行なうことにより、水面の安全かつ秩序ある利用の維持・増進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (一) 恒久的係留施設及び暫定係留施設の整備・設置、並びに無許可係留船及び係留施設の是正措置に関する事項
- (二) 秩序ある水面・水際利用の実現に向けた水辺整備に関する事項
- (三) その他水面利用に関して必要と認められる事項

(構 成)

第4条 協議会は、学識経験者、国土交通省、宮城県、石巻市、船舶利用者、沿川住民、水面利用に係る各組織の代表者によって構成するものとし、別表1に定める者をもってあてる。

- 2 協議会に、座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

(協議会)

第5条 協議会は、必要の都度招集し、座長が議事進行する。

- 2 座長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会の下に幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、協議会で決定した事項及び第3条に定める事項の実務的な調整をするため、協議会の機関をもって構成する。
- 3 幹事会の議事運営のため、幹事長を置く。
- 4 幹事長は、東北地方整備局北上川下流河川事務所技術副所長をもってあてる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所及び石巻市に置く。

(規約の改正)

第8条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、座長が協議会に図りこれを決定する。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定める。

付 則

この規約は、平成24年4月18日から施行する。

旧北上川水面利用者協議会協議会委員（案）

区 分	所 属	役 職	委 員 名
学識経験者	石巻専修大学 石巻専修大学	准 教 授 特 任 教 授	李 東勲 清水 義春
行政機関	石巻市 宮城県東部地方振興事務所 宮城県石巻港湾事務所 宮城県警察本部生活安全部 宮城海上保安部石巻保安署 東北運輸局海事振興部 東北運輸局石巻海事事務所 東北地方整備局河川部 東北地方整備局北上川下流河川事務所	市 長 所 長 所 長 生活環境課長 署 長 船舶産業振興官 所 長 河川保全管理官 所 長	亀山 紘 大内 仁 相澤 義光 千葉 泰忍 菅原 博宣 佐々木 雄司 百々 和之 (空 席) 佐藤 克英
水面利用者	石巻商工会議所 社団法人日本舟艇工業会 東北支部 石巻ヨットクラブ 網地島ライン株式会社 株式会社ヤマニシ	会 頭 支 部 長 会 長 代表取締役 取締役社長	浅野 亨 竹本 清司 小川原 秀一 安倍 友一 前田 英比古
沿川住民	湊一丁目町内会 門脇二丁目三丁目町内会 石巻市震災復興計画市民検討委員会	会 長 会 長 委 員	庄司 慈明 田代 方政 木村 隆之